

開催日時	平成 20 年 7 月 2 日(水) 15:00 ~ 17:00
開催場所	箕面市役所 本館 2 階 特別会議室
出席委員数	1 2 名
傍聴者数	1 名

- 1 開会宣言（事務局）
- 2 市長挨拶
- 3 本日の案件確認及び資料説明（事務局）

資料に沿って、事務局から説明

- 4 審議

【審議事項】

意見書案について

【主な審議内容】

（会長）

まず、今回新たに作っていただいた「資源化可能な廃棄物、処理料金、資源化率について」から質疑応答を始める。例えば、飲食業については、飲食業者のある一社として考えたらよいのか、平均値として考えたらよいのか。

（事務局）

一業種 2 店舗から採取したごみ（平均）である。

（会長）

ドラッグストアで考えると、1 2 0 万円払っているなかで、資源化すれば 7 0 万円助かるといふことだ。スーパーマーケットは、3 8 0 万円のうちの 5 0 万円。インパクトが強い。

（事務局）

資料の下部分の減量計画書実績にあるが、スーパーマーケットは 1 2 店舗から提出いただいている。それで見ると、既にかなり取り組んでいただいているのが事実である。平均で 5 5 %、想定している資源化率をはるかに上回る高い率である。ただ、このデータが、既に資源化に取り組んでいただいているところを分析している可能性もある。

（会長）

そうなるだろうか。可燃ごみとして許可業者が集めているものではないのか。

（事務局）

排出事業者の集積所で集めているごみである。

（会長）

それでは、少なくとも許可業者が集めているという前提で良いと思う。面白いのは、予想外の可燃系が出ていること。衣類というのは、衣類販売業か？

(事務局)

衣類卸問屋である。

(会長)

そのように書いてください。運輸は、運輸業か。

(事務局)

そうです。

(委員)

運輸業で紙類が5割近くあるのか。イメージがわからない。

(事務局)

段ボール類とか。

(委員)

運輸・倉庫だと思う。運輸でそこまで出るはずがない。

(事務局)

名称は修正する。

(会長)

これは分かりやすい例である。飲食業は、主に食品残渣があるから、こんなものだと思う。ほか、質問等ありませんか。

特に質問がないようなので、意見書案の本文を検討する。

(会長代理)

4ページの下、「減免制度の廃止と処理手数料」のところだが、100円とか124円とか10キログラム当たりで書いているが、前の2ページのところでは1キログラム当たりで書いている。ちょっとわかりにくい。統一すべきである。加えて10ページの資料6、資料7の金額が10キログラム当たりと明示されていない。統一して明示した方が良い。

(会長)

1キログラム当たりの表現の方が安く見える。1キログラム4円とすると、4円という数字が印象に残って良い。1円(/kg)上げるのは大差ないような気がするが、10円(/10kg)は響く。

(会長代理)

10キログラム当たりという感覚は、ごみのプロの人からするとなじむが、ほかの大勢の人からすると分かりにくいのではないか。1キログラム当たりにした方が、市民の人が分かりやすいと思う。

(委員)

計算の分かりやすい方が良い。1キログラム当たりは幅がありすぎて、想像しにくい。目安的に計算しやすく、視覚的にも納得しやすい尺度が理想的だと思う。

(会長)

家庭ごみの排出は、1袋あたり大体2、3キロ入っている。1キログラム当たりの方が感覚的につかみやすいのではないか。

(委員)

1キログラムにすると、コンマ以下の端数は、どうなるのか。

(会長)

キロ当たりで計算するので、あとは切り捨てになる。

(委員)

実質的な取引を考えると、1トン当たりで表示されるところと1キログラム当たりで表示されているところがあると思うが、業種によってごみのボリュームが違うから、一律にどちらがどうと言えないのではないか。

(委員)

産業廃棄物はだいたい、1トンと10キログラムが多い。我々の業界(一般廃棄物の収集・運搬)では10キログラム単位だが、分かりやすいのは1キログラムの方かもしれない。

(会長)

大半の(箕面市の)お店が小さい。

(委員)

10キログラム(/回)までいかない店が多いのではないか。

(会長)

1キログラムで統一してください。

(委員)

4ページの「検討結果」の結論、「減免制度の廃止時期及びその手法」は、決まったことなのか。

(会長)

決まっていない。「検討結果」の始めて、前回出た意見をまとめており、それを踏まえて、事務局がまとめたのが「減免制度の廃止時期及びその手法」の部分である。

(会長代理)

ここ(審議会)で議論して決める内容ということである。たたき台として出ている。

(委員)

後ろの資料6でも、一挙に全廃する案が消えている。なぜか。3年か4年でいう目途は、どういうことで出てきているのか。

(事務局)

3ページの「検討結果に至る経緯」にも記載されているが、6年で全廃する案は、期間が少し長過ぎて、答申でいただいている処分手数料の適正化を段階的に図っていけるかという問題がある。一挙に全廃する案は、あまりに排出事業者に対するインパクトが大きい。それで、その間をとって、3、4年を目途にしたらどうかと考えた。これは、あくまでも事務局案である。だから、本日の審議結果によって資料も含めて書き直す予定である。

(会長代理)

物価上昇が厳しいし、1年での全廃は厳しいと思う。また、毎年2割ずつ変わっていくのも慌ただしく、落ち着かない。前回の審議会でも申し上げたが、来年、まずは3割まで減じて、4年後に全廃するという案が良いと思う。

(委員)

私は純粋な市民の意見として言うが、家庭ごみの有料化導入のときは、即(一挙)だった。市民には、何の段階的措置もなく行った。もちろん、世帯の人数に応じて無料配布はあるが。排出事業者の方も、許可業者の方も、市民なので配慮されるのは当然だが、純粋の市民からす

れば、4年もかかるのかと思う。全く別の話だが、橋本知事は1年間で（大阪府の財政再建を）全部やる、そうしないと効果がないと言われている。やるときにはやらないといけない。段階的では、ごみ減量の意味でも、インパクトが排出事業者の方にいかない。結局、許可業者の方と話合っ、うやむやになってしまうのではないか。

もう一つ、今、許可業者の方がクリーンセンターに払っておられる金額は、年間1200万円ぐらいだったと思う。それは8割減免のとき（平成19年7月以前）だから、全部払ってもらったら6000万円になるので、4800万円くらいを市が負担している。4800万円も、許可業者の4業者の方に、ご商売されているにも拘わらず、あげているわけだ。そんなことが、今時許されるのかと心情的に思う。

（委員）

家庭ごみとは負担する額が違う。

（委員）

でも、今まで減免措置を受けてご商売されてきた。意見書案にも書いているように、今までの色々な経緯もあり、市の意向もあり、業者を育てないといけないということで。

（会長）

許可業者は、排出事業者からもらう額との利ざやで商売している。減免率が高いから、よそと比べて利益が高いわけではない。箕面市の場合、排出事業者が払う1キログラム当たりの金額は10円（処理手数料）で、減免後処分手数料は4円。大阪市の場合、処理手数料が24円で、減免後処分手数料は6円。利ざやが18円ある。それを踏まえないで、箕面市の許可業者が得をしているということ、実態とかなり違う。数字上でそう見えるだけである。箕面市に支払う分が少なくなるだけ、排出事業者からもらう分が減る。

（委員）

排出事業者が得をしているということか。

（会長）

そういうことだ。

（委員）

そしたら、許可業者に負担のしわ寄せがいかないよう、減免制度の廃止とセットで処理手数料を上げたら良い。

（会長）

前回、その議論になった。その趣旨で意見書案は書かれている。

（委員）

3年、4年で減免制度を段階的に全廃すべきであるとして、処分手数料の適正化が平成28年度ということになったら、それこそ許可業者の方が苦しいのではないのか。

（会長）

適正化のスタートはどちらも始まる。誤解が少なくなるような表現にすべきである。

（委員）

一気にやったら、誰がしんどいのか。

（委員）

我々、許可業者である。

(委員)

処理手数料が上がってもか。

(委員)

簡単におっしゃるが、排出事業者も今、不景気だから、その分を了解してもらえるかどうか。それは、行政が処理手数料を10円から16円にしましたというだけであって、後の内容について、10円が16円になったから1万円のものを1万6千円にしてくださいという権利はない。それは民・民の問題なので。そこで当然、排出事業者とお金の話になるだが、その分を素直に排出事業者負担していただければ、我々、痛くもかゆくもない。それで結構ですとなりますが、それがうまくいかないから悩んでいる。

今、全廃すると、許可業者の一部が倒産する。100%倒産する。倒産した会社がやっていた仕事は、役所が直営でしてもらわないとしょうがなくなる。

(委員)

倒産されると(収集・運搬が滞り)困るから、排出事業者の人も考えるのではないか。

(委員)

だから、段階的にやってほしいと言っている。全廃されるとしても、排出事業者と話をして、その分の負担をお願いします、分かりましたとなれば、何の問題もない。でも、現実が違う。

仮に、行政が、値上げ分を許可業者から請求させてもらいますよ、後で行政は取りませんし、ちゃんとしてくださいよ、というお墨付きをくれたら良いが、役所がそれを言う権利はない。民・民の契約だから。

(委員)

でも、排出事業者からすれば、許可業者に取ってもらえないことになる。

(委員)

(環境クリーンセンターへの)自己搬入のほか、色々方法はある。そこが難しい。きっちりまわしていこうと思ったら、段階的にやっていっていただかないと。許可業者の一部は零細なので、どうするのか考えないと。

つぶしていいのかわ。つぶしたら、その業者はこういうことになったからということで、例えば、行政側に損害賠償を請求する可能性がある。色々な問題が出てくる。

(会長)

水道料金などの公共料金と一番違うところは、市はこれだけもらいなさい、ということしか決めないところである。しかもキログラム当たりで決めるが、現実には、一つ一つ計ってできない。月極(料金)にしたりする。その場合は、嵩が高ければ高いほど、料金は高くなる。基本的に手間賃なので。だから、浸透するまでに数年かかる。

例えば、大手は、それなりのお得意なので、他の業者と契約すると言われたら抵抗できない。そういう難しさがある。だから、審議会で早くすべきだと厳しい数字にしても、浸透するまでに時間がかかる。あまり変わらない。

(委員)

そしたら、3年でも浸透しないのではないか。

(会長)

実際、それくらいは必要。むしろ、払う側からみて抵抗感が少ない方が得策である。

(委員)

今までやってきたことを練り直して、資源化できるもの、分類できるものということ全部検討したなかでやらないと。こういう方法で行政が考えているし、我々としてもやらないとダメなので、分類できるもの、選別できるもの、リサイクルできるものを徹底的にやっていったなかで、最終的にこういう方法でしましよとしない。そうでないと、単にコストの移動だけでリサイクルが放りっぱなしになる。

(委員)

付帯意見のなかに、そういうシステムを構築すべきだと書いている。その時間は必要。

(委員)

家庭系だったら、出すごみの種類は一緒だが、事業系ごみは、職種によって色々ある。1600社あったら1600のごみの種類がある。それを一つ一つ、つぶしていこうと思ったら、そんな簡単にできない。それに、出す側の考えもある。「知らない」とか、「分かりました」とか、色々ある。年数がかかる。

(委員)

私は箕面市民だし、多量排出事業者ではないが、排出事業者でもある。前回は申し上げたが、値段を上げるだけなら簡単で良い。しかし、値段も上げながら、プラス、いかにリサイクルし、いかにごみを処理するかということの方が大事だと思う。また、先程の発言にもあったが、事業系ごみは複雑である。家庭ごみだったら、消費者と行政のやりとりだけなので、家庭ごみを審議したとき、最低限を無償で出しながら、プラスアルファの人は、それだけ(手数料を)いただきますという折衷案で納得していただいた。今回の場合は、行政が入って、許可業者が入って、すごい数の排出業者が入って、家庭ごみのやりとりも参考にしながらということで、色々な条件が重なってくる。そのなかで、料金を上げながら、また、ごみを有効に減らして、ということも加味しながらしようと思ったら、今日すぐに全廃というわけにはいかない。前回、その意見を申し上げたら、あまりダラダラと先延ばしにするのは目的が違うから、最小限に短く割って、それを見ながらやったらどうかということだった。そして、排出事業者が、いかにどれくらい(ごみを)出しているかということで、この資料(資料8)を出してもらった。これで、(リサイクルの)システムづくりをしたら、どれだけ処理ができるかということが浮かび上がってきた。会長もおっしゃたように、リサイクルのシステム化を行政とともに考えながら、それをいかに有効にもっていけるかということで進んでいると思うのだが。

(委員)

段階的ということで、途中で全廃が止まるようなことはないのか。

(委員)

準備期間を置いた方がスムーズにいく。それだけのシステムは簡単にできない。

(会長)

この意見書案で何が不足しているかというと、お金は数字も書いているのに、減量の方は原則しか書いていない。3、4年の間にどれだけ減らすか、目標として、ある程度書いた方がいい。そうすれば、減量も達成しながら、お金の適正化も進めていくイメージがわく。行政の方も努力していて、事業系ごみの適正排出に関するプロジェクトチームを作っている。

(委員)

3者(許可業者、排出事業者、行政)でチームを作った方がいいと思う。

(事務局)

今の意見について、私どもとしても十分理解するわけで、やっぱり、排出事業者と許可業者、そして市が、それぞれに三位一体という形でやるのがベストじゃないかと思う。例えば、付帯意見の中にもあるように、これから、排出事業者が新たな枠組みを構築されて、資源化に取り組むという話になるかと思う。そのなかで、18年度の答申を受け、市も、この4月からプロジェクトをスタートさせて、市なりに取り組んでいる。そういったことも参考にしていきたい。

(委員)

摂津市の取組が進んでいると聞いて、昨日、摂津市に電話した。減免は0である。でも、ごみを減らしてもらうため、紙資源に限ってだが、中小の事業者に対して、登録してもらったら、無料で回収してもらえる制度がある。そして、その回収業者に対し、市が補助している。そういう取組が進むと、ごみも減量できるし、リサイクルも進み、循環良く、円満に、皆さんニコニコできるかなあと摂津市は考えている。プロジェクトチームがどんなチームか知らないが、もっと排出事業者とか、許可業者と話し合い、みんなが良いと言うシステムを積極的につくりたいといけない。

(委員)

摂津市のことは知っている。良い点も悪い点も。ただ、今、(箕面市において)段ボールは殆ど資源化できている。

(委員)

事業系の場合は、段ボールを持ってもらうために費用がいるのではないか。

(委員)

ごみと段ボールあわせて、グロス(合計)でやっている。

(委員)

許可業者は、段ボールはリサイクル業者に持って行って、生ごみはクリーンセンターに持っていくのか。

(委員)

そうです。だから、事業系でいえば、段ボールは殆ど100%だと思う。箕面市の場合はスムーズにしている。子ども会の集団回収なども盛んである。

(委員)

事業系ごみも子ども会の集団回収に出して良いのか。

(委員)

事業系は事業系でやるが、地域への還元ということで、新聞・雑誌を子ども会に出す方もいる。しかし、新聞・雑誌は重いので良いが、段ボールはかさばるので、子ども会が嫌がる。

(委員)

コピー関係の、全然回収されていない紙もあるのではないか。

(委員)

今は専門でやっている業者がいる。値段が良いので、わざわざ各会社に回収箱を置いている。

(委員)

宅配業者もやっている。機密保持の問題もあるが。

(委員)

処理ということでは、製紙会社が自らやるところもある。

(委員)

浸透しているのか。

(委員)

アンケートを取ってみないと分からないが、かなり多いと思う。かなりの数の業者がISOを取っておられるが、年々、そのハードルが上がってくるので。

(会長)

(許可業者の代表)委員は、箕面市全体のことを考えて、資源系が収集しやすいようなシステムを考えておられる。市もプロジェクトチームを作っている。これから3,4後までに、ここまで成果を上げたいということで、きちんと数字が上がるような活動を行政だけじゃなくて、地域にもしていただくと。そういうことを、きちんとそこに入れば良いのではないかと。

(委員)

処理手数料を上げるということは、環境クリーンセンターの搬入料金が上がるということか。

(事務局)

処理手数料は、収集・運搬・処理まで含めた金額である。処分手数料というのが、今、おっしゃっている、環境クリーンセンターに持ち込みをした時の金額である。今回は、処理手数料を先に見直して、それに含まれる処分手数料については、減免廃止の影響を見極めた上で、可及的速やかに検討しましょうということで書かせていただいて(5ページの「処分手数料の適正化」)いる。

(委員)

資源化についても考えている。会長には資料を渡した。既に、10業者、近隣の資源のエキスパート、専門業者を巻き込んで、協議会を立ち上げている。自分としては、そういう業者と一緒にやれば、かなりのリサイクルが可能だと思っている。ただ、悲しいかな、私一人ではできない。そして、商工会などの色々な団体と話し合っ、そういうときにはここに訊いてください、こういうときはこうしようかという形を作っている。

今までは、そういうことを個々にやっていたところが多い。バラバラで動いているから統計も取れない、値段が下がったら手を引く、ということになってしまう。だから、10業者で協議会をつくった。そこで、皆さんと一緒に相談事とかを交えながら、減免の問題も含めて、値段が上がるからこうしようとか、この部分はリサイクルできるからどれくらい(ごみの量が)減りますよとか、話し合える。ただ、相手がいることなので、簡単にはできない。

(委員)

一人で言えないから、集団交渉するということか。

(会長)

集団でまとまって、ものを回すということだ。例えば、今なら一排出事業者に複数の収集事業者が収集に行く。それを一社が行い、紙資源は改めて、紙資源のリサイクル業者に持っていくということだ。収集システムを合理化するということ。

(委員)

許可業者を組み替えるということか。

(会長)

資源化については、許可業者以外の方も入っている。

(事務局)

先程おっしゃっていたプロジェクトチームだが、プロジェクトチームに求められる役割には、排出抑制やリサイクルの推進などもあるし、適正排出の推進、産業廃棄物と一般廃棄物の分別の推進もある。また、事業所のことは、これまで許可業者に全てお任せしてきて、直接に対面する機会が殆どなかった。しかし、今回、減量計画書を見ていると、かなりリサイクルをやっているところもあれば、全くやっておられないところもあると分かった。やられておられるところには、教えてもらいにいくこととなる。それが重要であると思っている。そして、そこで得たことをやっていないところをお願いする。そういったことで、事業所も頑張るし、市民の方も頑張るし、私たちも頑張る、みんなが頑張るって、一つの目的を達成するというのも一つの手法だと考えている。

(会長代理)

先程の減量に関する取組のところを、どう言うかということだが、「最後に」のところ、下から2段目のところに「市は...」とある。その末尾に、「市には、こうした減量の進捗状況を把握し、計画的に減量に取り組むことが求められる」と入れたらどうか。

(会長)

良いですね。

ほか、ありますか。

私も気がついた点を申し上げる。表現の問題だが、1ページの「減免制度廃止の必要性」で、下から6行目、「清掃業務自体が不衛生」という言葉は必要ないと思う。「減免制度は、従事者が少なかった」という方が良い。

2点目は2ページ、「検討の視点」の上から9行目、「減免制度の廃止は全国的な動向」とあるが、全国的には減免制度はあまりない。関西圏の特徴である。だから、その表現は、修正した方が良い。

それから、4ページの「減免制度の廃止時期及びその手法」のところ、「減免制度は本年より3、4年を目途に」とあるが、答申後、2年を経過しているから、答申を初年度とした方が良い。その方が、文章が柔らかく感じられる。

次に、「減免制度の廃止と処理手数料」のところだが、だいぶ議論が出たところだが、今の表現ではスライドするかどうか分からないので、それが分かるように表現した方が良い。2ページの下から3行目あたりに、許可業者の方に負担がしわ寄せされないようにというのが入っていたので、それを踏まえて、「廃止後に(処理)手数料を上げる」というふうに読めないように、そういう表現にしてほしい。

もう一点は、3ページの家庭ごみとの負担比率のところ、金額を入れた方が良い。そうすれば、排出事業者が得していることが明らかになり、値上げに対する抵抗感が減る。

(会長代理)

「減免制度の廃止時期及びその手法」について、減量という観点から議論になったが、一本化したらどうか。

(委員)

早いほうが良いと思うが。

(会長代理)

3年だけど2段階、1年目に6割から3割まで減じ、最後に全廃するというのを目途に、ということだが。

(委員)

私は、許可業者で意見をまとめてきている。その答えを申し上げるだけ。多数決か、答えが二つあっても然るべきだろうし。

(会長代理)

それを伺いたい。

(委員)

基本的には6年でお願いしたい。減免を一気にやると、その分の(コスト)転換ができず、廃業せざるを得ないとおっしゃっている(許可業者がいる)ので、どうしても避けたい。我々、許可業者としては6年で、今が6割ですから、2年ずつ2割で修正をしたい。その間に、今話しておりますリサイクルとかを踏まえて、コストが上がらない方法、今の処理費用が1万円であれば、できるだけ1万円を切るような形でのリサイクルを進めていきたい。全部で、1600ぐらいの事業者のごみを許可業者で集めているので、それを全部やろうと思ったら、それぐらいかかる。やる以上は、全部やりたい。これぐらいの年数はいただきたい。

(会長)

ここの表現のなかには、今の意見は書かれていない。どのようにまとめるか。

(会長代理)

「検討結果」にある3つめの意見が、今いただいた意見である。それを残して、先程、3年でという案を申し上げたが、タイミング的にちょうど、答申をしてから2年、2年になるよう、つまり減免を(8割から)6割にしたのが19年度で、その2年後、21年度で、6割を3割にして、その2年後の23年度で全廃にする案の2つを載せておき、そのあたり、どう調整するかは、事務局と会長に一任、ということでしたらいかがか。

今、しょっていただいたもので意見を述べられているので、議論しても終焉しそうにない。2案を提示した形ということを決めて、後は事務局と会長の調整ということ収めていただくということでしょうか。

(委員)

「検討結果に至る経緯」の3のところ、処理手数料の値上げを前提としないとあるのはどういう意味か。

(委員)

今日は申し上げていない。前はそうだったけど、最終的に許可業者として話し合った結論として。

(委員)

3の、「許可業者の保護・育成を尊重し」という文章は、いらぬ。リサイクルを推進するためということ。全廃に向けてスムーズにシステムが稼働し、リサイクルが推進されるように、2年ずつ段階的に廃止するというところだから、この保護・育成はいらぬ。

(会長)

3のところは、前回の審議会で意見があって入れている。今の意見は、「廃止時期及びその手法」のなかに、その趣旨で入れたら良い。

リサイクルを実効良くするための6年ということで、「減免制度の廃止時期及びその手法について」に入れるのはどうか。

(委員)

短期間でやる(全廃する)と、つぶれる業者がおりますよということで、当然、保護・育成という言葉は入ってくる。

(会長代理)

「検討結果」の1, 2, 3は、発言者の趣旨で書かれている。審議会としては、それを受けて、その下に今の趣旨を入れれば良いのではないか。3は事実だから。

(会長)

自分たちの(収集・運搬)業が安定することが見えてきたら、6年より短くても構わないか。

(委員)

それは構わない。

(会長)

6年でないとダメということではなく、不安があるということだ。その不安を解消するためには、リサイクルに賭けて排出するための金も減らしながら、一方ではメリハリでもらうと。だから、最大限6年という表現にしたら良い。そして、リサイクルの体制を整えることが大事だと入れれば良い。

(委員)

6年かけてやると、処分手数料の見直しはずれるのではないか。それはそれで並行して考えるのか。

(会長代理)

処分手数料は処分手数料で検討して、この時期ぐらいから進めた方が良いと思う。減免が完了しなければできないということではない。

(委員)

最終の目標ではないが、それを実現化する期間が必要だと思う。

(会長)

その表現も今のままでは分からない。

(会長代理)

5ページの「処分手数料の適正化」に、一応、明記している。

(委員)

この「処分経費の全額」とは194円のことか。処理手数料の枠(124円~160円)との関係はどうなるのか。

(会長代理)

そのとき(処分手数料を適正化するとき)には、処理手数料も、もう少し上げるとのこと。

(委員)

今、お聞きした分では、処理手数料と減免率の上げていくのがセットでないと許可業者が損をするのではなかったか。だから、「減免制度の廃止と処理手数料」の部分の書き方は、「廃止すると同時に」ということではおかしい。

(会長)

おっしゃるとおりだ。「並行して」とか、「合わせて」という書き方にすべきである。全廃と

同時にということでは、全廃まで動かない誤解が生じる。

(委員)

それは、ここで具体的にどうなるかということとは分からない。ここで決める問題かなあとも思う。10円を16円にするとしたら、12, 14, 16で良いのか、とか。

(委員)

処理手数料も段階にするのか。

(委員)

あんまりドンドン前に進むと取り返しがつかない。決めたものを戻すことはできない。「それと並行して」ということで入れていただいたら良い。

(委員)

事務局はどうか。

(事務局)

理想的には、減免に合わせてやっていくのが正しいと思うが、ただ、現実的な話をすると、条例で決めていくなかで、そんなにきれいに収まっていくのかなという疑問がある。まず、その最後を決めた条例をつくるのか、そして経過措置で入れるのか、あるいは3回条例を作るのか、で全部やり方が変わってくる。だから、今は、「合わせて」ということだけで意見をいただいております。後は市の政策決定のなかで決めていっても良いのではないかと。ある程度、その最終のゴール地点である4年ないし6年というのが見えていれば。

(委員)

それは、3回に分けるということが2回になることもあるということか。

(事務局)

意見書を尊重する。

(委員)

「並行して」というのは、そういうニュアンスである。

(会長代理)

表現は、「減免制度の廃止と並行して、処理手数料は」で良いのではないかと。

(会長)

はい。後、細かいところでお気づきの点がありましたら、意見を書いていただきましたら、会長と会長代理、事務局で、まとめて成案して皆さんに送りする。

(会長代理)

気づいた点だが、5ページの「最後に」の3行目、「マイバッグをもって買い物する」とあるが、発生抑制につながるのかなあと思う。適切な例を考えてもらって、入れてほしい。

(事務局)

会長がおっしゃられた意見の集約のやり方だが、何回もやりとりすると、收拾がつかなくなる。意見の提出を何日までに、ということを決めていただいて、後のまとめ方は会長と会長代理に一任してもらおうということになれば、ありがたい。

(会長)

意見書を市長に渡すのはいつか。

(事務局)

7月中である。1週間以内に意見をいただければ、事務局でまとめて、すぐ会長に確認する

ということであればありがたい。

(会長)

それでよろしいか。1週間以内に読んでいただいて、送っていただくと。それでお願いします。

(会長代理)

5ページの「減免制度の廃止時期及びその手法」についてだが、一つは6年以内だが、もう一つの方は、二つを一つにまとめて、3年を目途に1年後に6割から3割、3年めに全廃するという、2つの意見を載せるということが良いか。そのなかに、最大6年というか、6年以内という趣旨を入れるということでもよろしいか。

(委員)

OKです。

(事務局)

その部分の上の方で、6年の部分に合わない文章があるので、そのあたり、修正させていただきたい。6年を残すために、修正するということである。

(委員)

了解した。

(会長)

うまくまとまったので、この案は7月中に市長に渡す。